

令和3年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和4年6月15日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和3年度 定期監査報告書（第3期）

期間 令和3年11月29日（月）～令和4年3月28日（月）

範囲 令和2年度（令和3年1月1日から令和3年3月31日まで）、令和3年度（令和3年4月1日から令和3年12月31日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について
1月28日 … 教育総務課、学校教育課、学校給食課、文化財保護課、教育指導課

報告対象 課室所等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
教育指導部	教育指導課	1 補助金事務 交付決定及び事業実績報告書において、 決裁権者を誤っている。	正規の決裁権者より、決裁をもらい改善している。